令和４年３月７日

市民団体（※）関係各位

古賀市長　田辺一城

まん延防止等重点措置の解除に伴う市民団体等の活動について（令和４年３月７日更新）

福岡県に適用されていたまん延防止等重点措置が３月６日をもって解除されました。これに至るまでの市民団体の皆さまの多大なるご理解とご協力に心より感謝を申し上げます。一方で７ 日以降も福岡県独自の「福岡コロナ警報」 が発動されることとなっており、再拡大を防ぐため、引き続き、マスク着用や消毒など 感染防止策の徹底をお願いいたします。

これから総会の時期になり、活動も徐々に増えていくと存じます。市民団体のみなさまにおかれましては、引き続き感染防止策を講じつつ活動に取り組んでいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

１．まん延防止等重点措置の解除に伴う市民団体（※）の活動について

「公共施設の開館や貸出、市主催行事の原則開催を続ける」とする市の対処方針に基づき、これまで同様、市民団体におかれましても、地域活動並びに地域の公民館・集会所の使用及び貸出を引き続き継続することについてご検討をお願いいたします。大前提としてマスク着用や消毒など感染拡大防止策の徹底をお願いいたします。

２．「福岡コロナ警報」発動の期間

３月７日から４月７日（予定）

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、ＮＰＯ、ボランティア団体、ＰＴＣＡ等を指します)。

【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、ＮＰＯ、ボランティア団体に関して）

古賀市　総務部　まちづくり推進課

電話　０９２－９４２－１１６５

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市　教育委員会　生涯学習推進課

電話　０９２－９４４－１９３１